「緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況 (中間公表)」等について

1 緊急調整地域の指定要件

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(以下「緊急措置法」といいます。)及び同法施行令においては、税務署長は、次に掲げる3つの要件全てに該当する小売販売地域(原則として、市区町村を単位としています。)を緊急調整地域に指定することができ、緊急調整地域においては、原則として、酒類小売業免許の付与又は他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないこととされています。

【平成 15 年度における緊急調整地域の指定要件】

平成 11 年度から 14 年度までの間に酒類小売業免許の付与等が行われており、かつ、当該地域の平成 14 年度の平均小売販売数量を、平成 11 年度から 13 年度までの各年度の平均小売販売数量の平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下であること (供給過剰要件)

平成 14 年度の小売販売数量を平成 11 年度から 13 年度の各年度の小売販売数量の 平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下である酒類小売販売場の数を、平成 15 年 3 月 31 日現在の酒類小売販売場の数で除して得た割合が 100 分の 50 超であること(酒類販売業継続困難要件)

平成 15 年 3 月 31 日現在における当該地域の酒類小売販売場の過半数について経 営改善計画が提出されていること(経営改善計画提出要件)

2 中間公表について

税務署では、管轄区域内の小売販売地域について、「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」(以下「報告・計画等」といいます。)に基づいて、上記の3つの要件全てに該当するか否かを判定し、平成15年8月27日に「緊急調整地域の指定の公告」を行うこととしています。

今回の「中間公表」は、緊急調整地域の指定に先立って、積極的な情報提供を行うことにより、当該指定手続の透明性・公平性を確保することを目的として、平成 15 年 7 月 31 日までに提出された報告・計画等に基づいて行った途中集計の状況を別表に取りまとめ、公表するものです。(別表に掲げる各種計数については、今後、報告・計画等の提出状況により変動のあり得るものであり、緊急調整地域の指定・非指定を確定するものではありません。)

3 市町村長の意見聴取について

緊急措置法では、緊急調整地域を指定する場合には、関係市町村長(特別区の区長を含む。)の意見を聴かなければならないこととされています。

このため、税務署では、上記 の「供給過剰要件」及び の「酒類販売業継続困難要件」の2つの要件のいずれにも該当する可能性がある小売販売地域の関係市町村長の緊急調整地域の指定に対する意見を、平成15年8月11日から20日までの間に聴取することとしています。

本件についての問い合わせ先 税務署 酒類指導官 電話番号

(内線)

ū

緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況について(中間公表)・別表

税務署 酒 類 販 売 業 継 続 困 難 要 件 経 営 改 善 計 画 提 出 要 件 平成14年度の小売 基準年度の末日に 当該地域に存する 販売数量を平成11 年度から13年度の 酒類小売販売場数 平成11年度から14 平成11年度から13 平成14年度の末日 各年度の小売販売 市 区 町 村 名 小売販売地域名 年度までの間にお 年度の各年度の平 平成14年度の平均 に当該地域に存す 数量を合算したも 割 合 ける免許の付与等 均小売販売数量の 小売販売数量) る酒類小売販売場 のの3分の1に相当 (/) の件数 する数量で除して 得た割合が100分 され、若しくは消 の90以下である酒 滅した酒類小売販 売場等を除く) 類小売販売場数 10 11 12 13 15 16 17 18 19 20 21 22

(注)

¹ 各種計数や「割合」等については、あくまで、平成15年7月31日までに提出された「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」に基づいて行った途中集計の状況を取りまとめたものであり、今後、平成15年8月27日に予定 している「緊急調整地域の指定の公告」までに変動があり得ます。

² 欄「左の内、経営改善計画を提出している酒類小売販売場数」には、当該計画について審査中あるいは補正を指示しているものを含みます。

平成 15 年 8 月 11 日 国 税 局

国税局管内の小売販売地域の 緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況(中間公表)等について

1 緊急調整地域の指定要件

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」以下「緊急措置法」といいます。)及び同法施行令においては、税務署長は、次に掲げる3つの要件全てに該当する小売販売地域(原則として、市区町村を単位としています。)を緊急調整地域に指定することができ、緊急調整地域においては、原則として、酒類小売業免許の付与又は他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないこととされています。

【平成 15 年度における緊急調整地域の指定要件】

平成 11 年度から 14 年度までの間に酒類小売業免許の付与等が行われており、かつ、当該地域の平成 14 年度の平均小売販売数量を、平成 11 年度から 13 年度までの各年度の平均小売販売数量の平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下であること (供給過剰要件)

平成 14 年度の小売販売数量を平成 11 年度から 13 年度の各年度の小売販売数量の 平均値で除して得た割合が 100 分の 90 以下である酒類小売販売場の数を、平成 15 年 3 月 31 日現在の酒類小売販売場の数で除して得た割合が 100 分の 50 超であること(酒類販売業継続困難要件)

平成 15 年 3 月 31 日現在における当該地域の酒類小売販売場の過半数について経 営改善計画が提出されていること(経営改善計画提出要件)

2 中間公表について

各税務署では、管轄区域内の小売販売地域について、「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」(以下「報告・計画等」といいます。)に基づいて、上記の3つの要件全てに該当するか否かを判定し、平成15年8月27日に「緊急調整地域の指定の公告」を行うこととしています。

また、各税務署では、緊急調整地域の指定に先立って、積極的な情報提供を行うことにより、当該指定手続の透明性・公平性を確保することを目的として、平成 15 年 7 月 31 日までに提出された報告・計画等に基づいて行った途中集計の状況を、「緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況(中間公表)等について」に取りまとめ、8 月 8 日に公表しています。

今回の「国税局管内の小売販売地域の緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況(中間公表)等について」は、当該指定手続の透明性・公平性の一層の確保に資するほか、申請者利便の確保等を目的として、 国税局管内各税務署の管轄区域に属する小売販売地域の集計状況を一覧に取りまとめ、国税局ホームページに掲載したものです。(別表に掲げる各種計数については、今後、報告・計画等の提出状況により変動のあり得るものであり、緊急調整地域の指定・非指定を確定するものではありません。)

本件についての問い合わせ先 国税局酒税課 係 電話番号

(内線)

管内の小売販売地域の緊急調整地域の指定要件に係る各種計数の集計状況について(中間公表)・別表

										•	•		国税局
			供	給 過	剰 要	件	酒 類 販 売	売業継続	困難要件	経営改	善計画提	出 要	件
税務署名	市区町村名	小 売 販 売 地 域 名	平成11年度から14 年度までの間にお ける免許の付与等 の件数	平成11年度から13 年度の各年度の平 均小売販売数量の 平均値	平成14年度のの平 均小売販売数量	割 合 (/)	に当該地域に存す	平成14年度の小売14年度の小売15数量合工を存取を13年度を平成を15小売販売を15小売販売を15小売販売を15小売の30分回で1除0の3分回で1除0の30数割合で10分回の10米売販売場数小売販売場数	割 合 (/)	基準を (下 を) を (下 を) を (下 を) を (下 た) を	経営改善計画を提 出している酒類小 売販売場数	割 (/	合)
		***************************************						 	ļ				
	1		1	1	1		I	1	I	1	1		

⁽注)
1 各種計数や「割合」等については、あくまで、平成15年7月31日までに提出された「酒類の販売数量等報告書」及び「経営の改善のための計画」に基づいて行った途中集計の状況を取りまとめたものであり、今後、平成15年8月27日に予定している「緊急調整地域の指定の公告」までに変動があり得ます。
2 欄「左の内、経営改善計画を提出している酒類小売販売場数」には、当該計画について審査中あるいは補正を指示しているものを含みます。